

「手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みについて ②

長崎三菱信用組合（理事長 新屋 貴憲）は、「2026年度末までの手形・小切手の全面電子化」に向けた取組みの一環として、下記の取組みを行うことといたします。また、本取組みに伴い各種規定の一部改定を行いますので、お知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の振出期限の設定<2026年9月末まで>
 - ・当組合の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日（水）とします。
 - ・最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。
2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付停止<2026年10月1日より>
 - ・2026年9月30日（水）をもって、他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付を終了します。
 - ・入金先の口座は、当座預金のほか、普通預金・定期預金等の各種預金を含みます。
3. 改定する規定（改定日2026年10月1日）
 - ・当座勘定規定 ・普通預金規定 ・貯蓄預金規定 ・代金取立規定
4. 改定内容
 - （1）最終振出期限（2026年9月30日）の明記
 - （2）振出日の記入を明記（振出日が白地の場合は支払いを拒絶することがあります）
 - （3）他金融機関を支払地とする手形・小切手の受入れの終了（2026年9月30日）
 - （4）振出期限を超えた当組合を支払場所とする手形・小切手、および当組合を支払人とする小切手の受入れの終了（2026年9月30日）

※ 改定する条項につきましては、新旧対比表をご覧ください。

改定後の規定につきましては、改定日以降、当組合ホームページ「規定一覧」へ掲載いたします。

小切手の電子化には、「ビジネスバンキング（法人インターネットバンキング）」、
手形の電子化には、「でんさい」「でんさいライト」がご利用いただけます。
詳しくは、お取引店等へお問い合わせください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
お取引店 または
経営管理本部（Tel095-861-4161）

新旧対比表

変更箇所のみ抜粋（改定日 2026. 10. 1）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1.（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>（2） 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3） 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませて下さい。</p> <p>（4） 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>7.（手形、小切手の支払等）</p> <p>（1） 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>（2） 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>8.（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1） 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用し、2026年9月30日までに振り出して下さい。</p> <p>（2） 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることおよび2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>（3） 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払いをしません。</p> <p>（4） 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>（5） 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。（令和7年11月28日まで）</p> <p>（6） 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>（7） 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（8） 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>（1） 手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>（2） 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>19.（線引小切手の取扱い）</p> <p>（1） 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</p> <p>（2） 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1.（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。</p> <p>（2） 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3） 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませて下さい。</p> <p>（4） 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>7.（手形、小切手の支払等）</p> <p>（1） 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>（2） 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>8.（手形、小切手用紙等）</p> <p>（1） 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用し、て下さい。</p> <p>（2） 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3） 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払いをしません。</p> <p>（4） 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>（5） 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。（令和7年11月28日まで）</p> <p>（6） 払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>（7） 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（8） 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>18.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>（1） 手形、小切手を振出し、または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>（2） 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>19.（線引小切手の取扱い）</p> <p>（1） 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>（2） 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>

新旧対比表

変更箇所のみ抜粋（改定日 2026. 10. 1）

改正後	現 行
<p>小切手用法</p> <p>2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示を受ければ支払うことになりますから、ご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>約束手形用法</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>為替手形用法</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p style="text-align: center;">代金取立規定</p> <p>1. （取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当組合を支払場所とする手形または当組合を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</p> <p style="text-align: center;">普通預金規定</p> <p>2. （証券類の受入れ）</p> <p>（1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>（2） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>（4） 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>（5） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます</p> <p style="text-align: center;">貯蓄預金規定</p> <p>2. （証券類の受入れ）</p> <p>（1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>（2） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>（4） 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>（5） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>小切手用法</p> <p>2. 小切手の振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ支払うことになりますから、ご承知おきください。</p> <p>約束手形用法</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>為替手形用法</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p style="text-align: center;">代金取立規定</p> <p>1. （取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p> <p style="text-align: center;">普通預金規定</p> <p>2. （証券類の受入れ）</p> <p>（1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p>（2） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>（4） 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>（5） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます</p> <p style="text-align: center;">貯蓄預金規定</p> <p>2. （証券類の受入れ）</p> <p>（1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。</p> <p>（2） 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3） 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>（4） 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>（5） 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>